

○守谷市社会福祉法人指導監査実施要綱

令和5年12月8日

告示第145号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して市が実施する法人指導監査（以下「指導監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法人の運営及び事業経営（以下「運営等」という。）について、法その他関係法令、関係通知等に基づき確認を行うことにより、法人の適正な運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査は、主たる事務所が本市の区域内にある法人であって、その法人が行う事業が当該区域を越えないものに対して行うものとする。

(指導監査の種類等)

第4条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、それぞれ実地において行うものとする。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができる。

2 一般監査は、前条の指導監査の対象となる全ての法人を対象に、指導監査ガイドライン（社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知別添）

別紙)に基づき実施するものとする。

- 3 市長は、一般監査を、原則として3年に1回実施するものとする。
- 4 特別監査は、その運営等について特に重大な問題があり、重点的な指導監査を行う必要があると認められる法人に対し、特定の事項について真相が解明され、改善が図られるまで、重点的かつ継続的に随時行うものとする。
- 5 新たに設立された法人については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後一般監査を実施するものとする。

(指導監査の実施計画等)

第5条 市長は、毎年度当初に、当該年度における一般監査の基本方針及び実施計画を定めるものとする。

- 2 前項の一般監査の実施計画は、毎年度法人から提出される書類の内容等を勘案し、変更することができるものとする。
- 3 特別監査の基本方針及び実施計画については、市長が必要に応じ、随時、定めるものとする。

(実施通知)

第6条 市長は、当該年度の指導監査の実施の対象となる法人(以下「対象法人」という。)を決定したときは、原則として指導監査の実施の1月前までに、次に掲げる事項を当該対象法人に通知するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
 - (2) 指導監査の日時及び場所
 - (3) 指導監査を担当する職員
 - (4) 指導監査に当たって事前に提出すべき書類
 - (5) 指導監査の実施日に準備すべき書類
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定による通知をすることにより指導監査への影響が生ずるおそれがあると認める場合は、当該通知をしな

いことができる。

(実施方法)

第7条 市長は、指導監査を行うに当たっては、対象法人の運営等の状況を把握するため、あらかじめ、当該対象法人に対し、指導監査調書の提出を求めるものとする。ただし、特別監査を行う必要があると認める場合は、この限りでない。

2 指導監査は、対象法人の事務所等において行うものとする。

3 指導監査は、対象法人を所管する課の2人以上の職員で行うものとする。

4 指導監査は、第1項の規定により提出された指導監査調書を基に、関係施設及び設備並びに帳簿及び書類の確認を行うことにより、対象法人の運営等の状況の実態について行うものとする。この場合において、指導監査の過程で判明した問題点又は疑問点については、随時、当該対象法人の代表者その他の当該対象法人の運営に責任を有する者（第9条第2項において「代表者等」という。）から説明を聴くことにより、その究明を図るものとする。

5 指導監査は、茨城県と連携しながら、効果的かつ効率的に行うものとする。

6 市長は、指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

(身分を示す証明書)

第8条 指導監査を担当する職員は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第7条に定める身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施後の措置)

第9条 市長は、指導監査の終了後、当該指導監査について講評を行うものとする。ただし、実態が十分に解明されていない等の理由により講評を行うことが困難であると認めるときは、講評を延期することができる。

2 市長は、指導監査の結果にかかわらず、後日、当該対象法人に対し、指導

監査結果通知書及び改善状況報告書（別記様式）を代表者等に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により通知した事項のうち、改善が必要と判断した事項については、当該対象法人に対し、期限を付して指導監査結果通知書及び改善状況報告書の提出を求め、必要に応じて、確認のための再度の指導監査を行うものとする。

4 市長は、当該年度の指導監査の実施計画に基づく全ての指導監査（前項の規定による再度の指導監査を含む。以下この項において同じ。）を終了したときは、速やかに、当該年度の指導監査の結果を取りまとめるものとする。

（結果の公開）

第10条 指導監査の結果については、法人の運営の適正化及び福祉サービスの質の向上を図る観点から、市民への公表に努めるものとする。

（監査台帳）

第11条 市長は、法人の現況及び監査状況を把握し、より効果的な監査を実施するために、監査台帳を作成し、監査終了後必要な事項を記入し、整備しておくものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式（第9条関係）

指導監査結果通知書及び改善状況報告書

指導監査結果通知書			改善状況報告書	
施設・事業所名			報告期限	年 月 日（ ）
設置主体			報告先	
指導監査実施日	年 月 日（ ）	指導体制	報告者	
			報告年月日	年 月 日（ ）
項目	指摘指導事項		改善状況及び改善策	
法人運営				
事業				
管理				
その他				